

税金の申告を忘れずにしてください

平成26年度分市民税・県民税申告書と手引きを2月上旬に発送します

市民税・県民税申告書の発送については市民税課(☎51・2200)、平成25年分確定申告書については豊橋税務署(☎52・6201)にお問い合わせください。

年金受給者の確定申告不要制度に伴う

市民税・県民税の申告について

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、平成23年分から所得税の確定申告が不要となりましたが、次のいずれかに該当するときは市民税・県民税の申告が必要です。

- ①収入が公的年金等のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など以外の各種控除(生命保険料や医療費など)の適用を受けたとき
- ②公的年金等以外の所得20万円以下を含むがあるとき

※年金から源泉徴収されていた所得

税額および復興特別所得税額を生命保険料控除や医療費控除などにより還付を受けるためには、確定申告が必要です

問い合わせ 確定申告について／豊橋税務署(☎52・6201)、市民税・県民税について／市役所市民税課(☎51・2200)

個人住民税(市民税・県民税)の

特別徴収を実施していない事業主の方へ

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が所得税および復興特別所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、納税していただく制度です。

地方税法第321条の4、市税条例第29条の5・30条の規定により、給与を支払う事業主(常時2人以下の家事使用人のみに対し、給与などの支払いをする方を除く)は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。現在、特別徴

収を実施されていない事業主の方に ついては、積極的な切り替えをお願いします。

※愛知県と県内全市町村が愛知県個人住民税特別徴収推進協議会に参加し、平成24～26年度を特別徴収の推進強化期間としています

■特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに特別徴収税額の通知を発送します。その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

■納期の特例

従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

問い合わせ 市民税課(☎51・2200)

固定資産税の申告について

申告期限 1月31日(金) **ところ** 市役所資産税課(東館2階)

■償却資産の申告

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品

など減価償却の対象となる資産です。これらの資産を所有している方は、平成26年1月1日現在の所有状況を申告してください。

問い合わせ 資産税課(☎51・2226)

■住宅用地の申告

土地の固定資産税と都市計画税は土地利用の現況が住宅であるか非住宅であるかにより税額の算出方法が異なります。住宅用地の場合、税額が軽減されます。建物の新築・増築などにより土地の利用状況を変更した場合は、変更の申告をしてください。

対象 平成25年1月2日～26年1月1日に所有する土地で次のいずれかに該当し、申告書を提出していない

- 方①居住用家屋を新築、または増改築した②居住用家屋のすべて、または一部取り壊した③家屋の用途を変更した(例/倉庫から居住用家屋へ)
- ④新たに住宅用地として利用を始めた、または住宅用地以外に利用を変更した **問い合わせ** 資産税課(☎51・2215)

豊橋税務署からのお知らせ

問い合わせ

豊橋税務署 ☎52・6201
※自動音声案内「2」

豊橋税務署では、平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告についての相談会を開催します。ぜひ、ご利用ください。

とき 2月3日(月)～14日(金)(土・日曜日、祝日を除く)午前9時～正午、午後1時～5時※申告書の作成などに時間を要するため、午後4時までにお越しください **ところ** 豊橋税務署(大国町) **対象** ①年金受給者で還付を受けるための申告書を提出する方②給与所得者で金融機関などから借入をして新築または中古住宅を取得した方 **必**

要書類 ①の「方」公的年金等の源泉徴収票(原本) ②の「方」給与所得の源泉徴収票(原本)、住民票の写し(平成26年1月1日以降のもの)、家屋の登記事項証明書、家屋の売買契約書または請負契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金^のの年末残高証明書(敷地についても控除を受ける場合は、別途土地の登記事項証明書および売買契約書の写し。認定長期優良住宅を新

築または取得した方は、別途国または地方公共団体から受ける補助金などの額を明らかにする書類、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書または認定長期優良建築証明書
①②共通 各種控除の証明書・領収書(社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等、小規模企業共済等掛金控除証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費の領収書、寄附金の受領書など※年末調整などですでに控除されているものを除く)、印鑑、本人名義の預貯金通帳(口座番号の分かるもの)



豊橋男女共生フェスティバル

とき 2月16日(日) **ところ** ライフポートとよはし(神野ふ頭町)※無料シャトルバス運行(豊橋駅西口⇄ライフポートとよはし) **内容** 「未来に向かつて手をつなごう」をテーマに、男女共同参画社会を目指して、さまざまなイベントを開催します(下表) **入場料** 無料 **その他** 6か月～小学生3年生の託児あり(無料。2月7日までに予約必要) **問い合わせ** 豊橋男女共生フェスティバル実行委員会事務局(市民協働推進課内 ☎51・2188)



手嶋龍一さん

■豊橋男女共生フェスティバル 主な開催イベント

時間	コーナー名/内容/講師※敬称略/その他
午前10時30分～正午	分科会「楽しく学ぶ!! 防災紙芝居と手作り防災講座」/尾崎公枝(豊橋防災ボランティアコーディネーターの会)
午前10時30分～午後1時	キッズ&クラフトフリマ/育児・子ども用品などの販売
午前10時30分～午後1時30分	手作りバザー/食料品、衣料品、雑貨などの販売
午前11時～午後1時30分	ふれあい食堂/豊橋産の材料を使ったきのこと御飯、おでんなどの販売 お茶席/一服 200円
午後0時30分～1時30分	たっちゃんの紙芝居ライブ/子どもから大人まで楽しめる本格的紙芝居
午後2時～3時30分	講演会「新たな時代を拓く女性たちの群像」/手嶋龍一(外交ジャーナリスト、作家、元NHKワシントン支局長) /講演会終了後、花の苗をプレゼント